

佐世保市火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市火入れに関する条例(昭和59年条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条により火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間の初日の10日前までに、火入許可申請書(様式1)2通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 火入地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、当該請負(委託)契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付等)

第3条 市長は、火入れの許可をするときは、火入許可証(様式2)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(火入許可証の携帯)

第4条 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

(火入従事者)

第5条 条例第8条に定める火入従事者の配置基準は、1回の火入れの面積に応じ、次の基準による。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあつては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、ノコ、ナタ、カマ、火タタキ、噴霧器、バケツ、スコップ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

(防火帯)

第6条 条例第10条第1項に定める防火帯の幅は、7メートル以上とする。ただし、火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上とする。

(通知)

第7条 市長は、火入れの許可を行つた場合には、消防長にその旨通知するものとする。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年8月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月8日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第29号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式1(第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

佐世保市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話 (—)

次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、佐世保市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

火 入 れ	所 在 地			
	所有者(管理者)			
	地 種 区 分	保安林()・普通林・原野・その他()		
	所 有 区 分	国有地()・公有地()・私有地()		
	面 積	総面積	ヘクタール	
火 入 れ 期 間	年 月 日 ~		年 月 日(日間)	
火 入 れ 予 定 日	年 月 日 (曜日)			
火 入 れ 目 的	1 造林のための地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良			
火 入 れ 方 法				
防 火 体 制	火 入 従 事 者	男 人、女 人、計 人		
	防 火 帯	延長	メートル、幅員	メートル
	器 具			
火 入 責 任 者	住 所 氏 名 電 話	火入地の隣接 地における国 有林の有無		有・無
備 考	添付書類 見取図、承諾書、請負(委託)契約書写、その他必要書類			

(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入する。

2 その他の()には土地現況を記入。

3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入。

様式2(第3条関係)

火 入 許 可 証

佐世保指令農整第 号

年 月 日

申請人 殿

佐世保市長

月 日に申請のあつた火入れは、次のとおり許可する。

火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	別紙のとおり
備 考	

(別紙)

防火施設又は設備等に関する指示事項

- 1 火入者は、火入れをしようとする森林又は土地から1キロメートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。
- 2 火入地の周囲には、幅7メートル以上の防火帯を設けること。
- 3 前項の規定にかかわらず、火入地が傾斜地の場合にはその上側又は風勢のある場合には風下に当たる部分については、幅10メートル以上の防火帯を設けること。
- 4 火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入従事者を配置しなければならない。
 - (1) 0.5ヘクタールまでは10人以上
 - (2) 0.5ヘクタールを超える場合は、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を、前号の人数に加えて得た人数以上
- 5 火入従事者は、消火に必要な器具(ノコ、ナタ、カマ、火タタキ、噴霧器、バケツ、スコップ等)を携行しなければならない。
- 6 火入者は、次の各号の1に該当する場合には火入れを行ってはならない。
 - (1) 日没から日の出までの間であるとき。
 - (2) 火災警報、強風注意報又は乾燥注意報が発令されているとき。
 - (3) その他火入れにより延焼又は人畜に危害を与えるおそれがあるとき。
- 7 この許可証は、火入れに際し、火入責任者が携帯するものとする。
- 8 火入者は、火入れをしようとする日の前日までに必ず佐世保市消防局(TEL 23-5121)及び担当課(TEL 24-1111)にその旨を通知しなければならない。